



日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

平成25年度申請は4月から受付開始！

学生の皆さん！「学生納付特例制度」の申請は毎年必要です！

～申請手続きを忘れずに！～

●問合先 日本年金機構 土浦年金事務所 ☎029－824－7121
市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

学生納付 特例制度 とは

学生であるため国民年金保険料を納付することが困難なときは、申請により年金事務所前で前年所得等を審査し承認を受けると、承認された期間の国民年金保険料の納付を猶予される（遅らせる）制度です。10年以内であれば、在学期間中の保険料を追納（さかのぼって後から納めること）ができます。

◆学生納付特例の対象となる学生

- ・20歳以上の学生で前年所得が118万円以下の方
 - ・大学（大学院）、短期大学、高校、専門学校、専修学校および各種学校等（夜間・定時制・通信課程含む）に通学している学生
- ※各種学校は、修業年限が1年以上で都道府県等の認可を受けている学校が対象（対象外の学校もあるのでお問い合わせください）

●●●平成25年度の学生納付特例申請のポイント！●●●

①承認期間

平成25年4月～平成26年3月
（申請手続きは毎年必要です。忘れずに!!）

②結果通知

申請手続きをすると、年金事務所から承認（または却下）通知が後日郵送されます。また、決定されるまでの審査期間中に、未納のお知らせ等が届く場合がありますのでご了承ください。

③次年度以降は手続きが簡単になります！

平成24年度学生納付特例の承認を平成25年2月上旬までに受け、今年度も引き続き在学予定の方に、日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書（はがき）」が郵送されます。必要事項を記入し、返送することにより申請手続きができます。なお、はがきが届いていない方は、市役所で申請手続きをしてください。

*申請が遅れると、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので、早めに手続きしてください。

●市役所での申請方法

▶申請先 市役所国保年金課 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15

▶持参品 年金手帳または納付書、平成25年度有効の学生証（写し可）、認め印（本人署名の場合不要）
※会社等を退職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証（写し可）も持参

- ・20歳到達者は、新規加入時に随時受付
- ・平成24年度分（平成24年4月～平成25年3月分）の申請は、平成25年4月末まで受付

◆学生納付特例の承認を受けた期間は… 10年以内なら「追納」できます!!

追納を お勧め します！

学生納付特例の承認期間は、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで10年以内であれば古い期間から順にさかのぼって追納ができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加え、経過期間に応じた加算金がつきますので、早めの「追納」をお勧めします。

- 学生でなくなったとき 卒業後などに厚生年金・共済組合に加入する予定がない方で、引き続き保険料の納付が困難な場合は、若年者納付猶予制度や保険料免除制度がありますのでご相談ください。